

平成 22 年度・23 年度の保険料率(最終案)について

1. 後期高齢者医療にかかる費用負担について

医療費から窓口で支払う患者負担分(所得により 1 割または 3 割)を除いた額の約 1 割を保険料で賄います。残りの 9 割のうち、5 割は公費(国:県:市町=4:1:1)、4 割は現役世代からの支援金で賄います。

患者	公費(5割)[国:県:市町=4:1:1]	
負担	保険料(1割)	現役世代からの支援金(4割)

2. 保険料率の決め方

保険料率は 2 年ごとに算定します。

算定にあたっては、2 年間の事業費と保険料以外の収入を見込み、必要となる保険料額を見込みます。そして、必要な保険料額が収納されるように予定収納率に基づき、保険料賦課総額を算出します。

保険料賦課総額から、保険料率(均等割額、所得割率)を算定します。

3. 平成 22 年度・23 年度の算定について

(1) 一人あたり医療費の見込み

<過去の実績>

	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
一人あたり 老人医療費	659,004 円	678,490 円	717,386 円	728,153 円	756,065 円	742,083 円
前年度比	1.4%	3.0%	5.7%	1.5%	3.8%	-1.9%

<今後の見込み>

	H21 年度	H22 年度	H23 年度
一人あたり 老人医療費	771,766 円	794,919 円	818,767 円
前年度比	4.0%	3.0%	3.0%

・平成 21 年度見込みは 11 月診療までの実績を基に算出しています。

・平成 22・23 年度見込みは平成 15~19 年度の前年比平均を基に算出しています。

(2) 事業費と保険料以外の収入見込 (平成 22・23 年度の 2 年間合計、単位：千円)

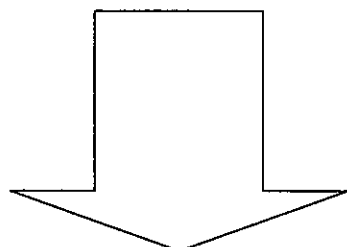
①事業費		②保険料以外の収入		
療養の給付費等	334,969,288	負担金	国	80,240,737
審査支払手数料	980,845		県	27,354,342
葬祭費	1,240,150		市町	26,443,197
財政安定化基金拠出金	368,466	調整交付金		28,314,750
保健事業費	1,114,046	支援金 (現役世代)		141,583,294
		健診補助金 (国・市町)		376,706
		第三者納付金		400,000
総額	338,672,795	総額		304,713,026

(3) 保険料賦課総額と保険料率

保険料必要額 = ①事業費 - ②収入 = 33,959,769 千円

保険料賦課総額 = 保険料必要額 ÷ 予定収納率 (99.5%)
= 34,130,421 千円

⇒ 均等割 40,496 円 所得割率 7.63%



今回の改定にあたっては、

③平成 20・21 年度における剰余金見込約 15 億円

④財政安定化基金交付金 16 億円

を活用することにより、保険料率の大幅な上昇を抑制します。

保険料必要額 = ①事業費 - ②収入 - ③剰余金見込 - ④基金交付金
= 30,860,702 千円

保険料賦課総額 = 保険料必要額 ÷ 予定収納率 (99.5%)
= 31,015,781 千円

⇒ 均等割 36,800 円 所得割率 6.83%

4. 平成 20 年度・21 年度との比較

	平成 20・21 年度 (A)		平成 22・23 年度 (B)	差額 (B) - (A)
均等割額	36,758 円		36,800 円	42 円
所得割率	6.79%		6.83%	0.04 ポイント
軽減後一人あたり保険料額	平成 20 年度	50,122 円	50,102 円	▲20 円
	平成 21 年度	49,321 円		781 円